

2021年 第8週（2月22日～2月28日）の感染症発生動向調査情報を送付します

<今週の内容>

- 1 管内の発生状況
- 2 発生から見る注意点
 - 1) 定点あたり患者数は、例年に比べて少ない状況で推移しています
 - 2) 突発性発疹の発生が続いています
 - 3) 感染性胃腸炎に注意が必要です
- 3 新型コロナウイルス感染症について
 - 1) 3月1日緊急事態宣言解除されました
 - 2) インフルエンザ流行期に備えた整備体制
 - 3) クラスタ対策の強化
 - 4) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口及び「発熱等受診・相談センター」
- 4 HIV・エイズ、B型・C型肝炎、梅毒検査の実施について

1 管内の発生状況

- 1) 定点把握感染症（指定された医療機関から報告を求める感染症）（報告のあった全疾患）

（表1）

	疾患名	定点当たり患者数			増減 (今週－先週)
		今週	先週	先々週	
1位	突発性発疹	1.50	0.50	1.50	+1.00
2位	感染性胃腸炎	0.50	0.00	0.50	+0.50
2位	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	0.50	0.00	0.50	+0.50
2位	流行性耳下腺炎	0.50	0.00	0.00	+0.50

- 2) 管内の全数把握感染症（すべての医療機関から報告を求める感染症）
・報告ありません

2 発生から見る注意点

- 1) 定点あたり患者数は、例年に比べて少ない状況で推移しています
- 2) 突発性発疹の発生が続いています
突発性発疹は、乳児期に罹患することが多く、突然の高熱と解熱前後の発疹を特徴とするウイルス感染症です。
一般に予後は良好ですが、まれに脳炎、脳症、劇症肝炎、血小板減少性紫斑病など重篤な合併症をおこすことがあります。

突発性発疹とは（国立感染症研究所HPより）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/532-exanthem-subitum.html>

- 3) 感染性胃腸炎に注意が必要です

高齢者等の施設内での嘔吐や下痢等の症状見られた場合は、感染性胃腸炎を念頭に置き、対応をお願いします。症状消失後も1週間～1か月程度、便中にウイルスが排出されていますので、引き続き注意が必要です。

感染性胃腸炎とは（兵庫県ホームページ）

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/hw12_000000035.html

3 新型コロナウイルス感染症について

兵庫県内では、第8週は162人（先週293人、先々週383人）の新型コロナウイルス新規感染者の報告があり、減少が継続しています。

3月1日に緊急事態宣言解除されましたが、県内で感染力が強いとされる英国流行の新型コロナウイルス変異株の感染者の割合が増加傾向にあります変異株のウイルスであっても感染防止対策は従来と同様です。

これから年度替わりを控え、人の動きや会食が増えます。今ここで対策を緩めると、感染が再拡大する恐れがあります。引き続き感染防止対策を徹底し、一人ひとりが「うつらない・うつさない」との強い思いで取り組むことが大切です。

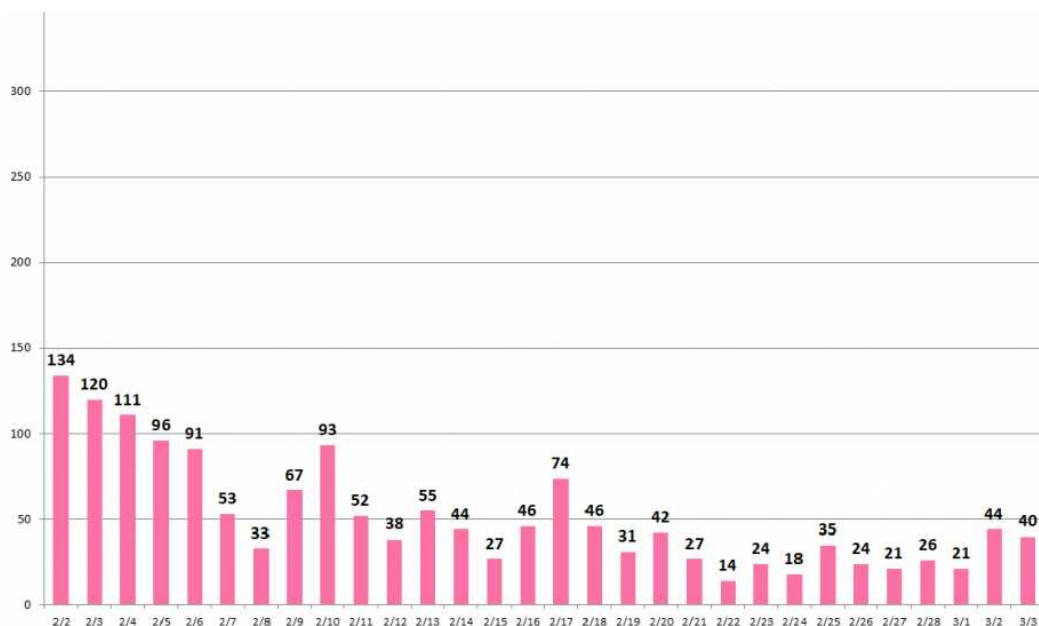
1) 3月1日緊急事態宣言解除されました

解除後も、感染のリバウンドを防ぐため、段階的に規制を緩和（解除日～3月7日）

【直近1週間平均患者数】

(3月4日14時現在)	2月26日	2月27日	2月28日	3月1日	3月2日	3月3日	3月4日
新規陽性者数:1週間平均(人)	26.3	23.3	23.1	24.1	27.0	30.1	28.1
重症者用病床の使用率(%)	36.2	35.3	35.3	35.3	37.9	34.4	

【直近1ヶ月の陽性件数の推移（2/2～3/3）】



兵庫県内の新型コロナウイルスに感染した患者の発生状況

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/corona_hassei_jyokyo.html

【緊急事態解除後の要請等について】 ※感染状況等を踏まえて、総合的に判断

段階的な規制緩和

● 緊急事態宣言の解除後も、**感染のリバウンドを防止**するため、**段階的に規制を緩和**

解除後の要請（3/7までの措置）							
期間	解除日～3/7（日）						
区域	全域						
①外出自粛	○不要不急の外出自粛（特に 21時 以降）						
②施設の 使用制限	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>営業時間短縮</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○特措法に基づく要請（飲食店等）</td> <td>・21時まで （酒類提供は20時まで） ・4万円/日の協力金支給</td> </tr> <tr> <td>○特措法によらない働きかけ（上記以外）</td> <td>・21時まで （酒類提供は20時まで）</td> </tr> </tbody> </table>		営業時間短縮	○特措法に基づく要請（飲食店等）	・ 21時 まで （酒類提供は 20時 まで） ・ 4万円 /日の協力金支給	○特措法によらない働きかけ（上記以外）	・ 21時 まで （酒類提供は 20時 まで）
		営業時間短縮					
○特措法に基づく要請（飲食店等）	・ 21時 まで （酒類提供は 20時 まで） ・ 4万円 /日の協力金支給						
○特措法によらない働きかけ（上記以外）	・ 21時 まで （酒類提供は 20時 まで）						
③イベント 開催制限	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">○人数上限5,000人</td> <td>屋内</td> <td>収容率50%以下</td> </tr> <tr> <td>屋外</td> <td>人との距離を十分確保</td> </tr> </tbody> </table> <p>○21時までの時短を働きかけ</p>	○人数上限 5,000人	屋内	収容率50%以下	屋外	人との距離を十分確保	
○人数上限 5,000人	屋内		収容率50%以下				
	屋外	人との距離を十分確保					
④出勤抑制	○出勤者数の 7割削減 をめざし、在宅勤務、テレビ会議など						

※3/8以降は、近隣府県の動向、国の方針、感染状況を踏まえて決定

年度末、年度初めは、卒業旅行、歓送迎会など人の移動や飲食の機会が多い時期です。感染の再拡大を防止するため、**ご自身の健康や行動に注意**していただき、家庭や施設等に**ウイルスを持ち込まない**ようご理解、ご協力をお願いします。

- 日中も含めた**不要不急の外出の自粛**をお願いします。
- **不要不急の都道府県間の移動や、緊急事態宣言対象地域をはじめリスクのある場所への出入りを自粛**してください。
- **卒業旅行、謝恩会、歓送迎会、花見による宴会などを控える**ようお願いします。
- 会食は、**同居家族を除き、1グループ4人以内**とし、長時間の飲食は控え、会話の際は、**扇子やマスク等により、飛沫を防止**してください。
- 毎日の**検温、手洗い、マスクの着用**など**健康管理を徹底**し、**症状のある場合は、外出を控える**とともに、**すぐにかかりつけ医などに電話で相談**してください。
- **在宅勤務(テレワーク)やテレビ会議**などに一層取り組んでください。

感染拡大を予防する「日常生活」（ライフスタイル）



2) インフルエンザ流行期に備えた整備体制

季節性インフルエンザとの同時流行に備え、地域の医療機関で診察・検査できるよう、「発熱等診療・検査医療機関」を設けました。

発熱の症状があれば、まずは、かかりつけ医など地域の身近な医療機関に電話相談し、指示に従って受診しましょう。かかりつけ医などがいない時は「発熱等受診・相談センター(健康福祉事務所)」や、「新型コロナ健康相談コールセンター(全県)」に相談してください。

※以下のいずれかに該当する場合には、すぐにご相談ください。(該当しない場合の相談も可)

□ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

□ 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

□ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

※ 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めにご相談ください。

※ 小児については、小児科医による診察が望ましく、かかりつけ小児医療機関に電話などでご相談ください。

兵庫県は陽性者が軽症、無症状であっても、病状の見極め等医師の総合判断により、入院、宿泊施設への入所をお願いしています。

原則、自宅療養をお願いすることはありません。

本県の特徴は、**宿泊施設で安全に療養していただくことを可能とし、また、家庭内の感染防止にも役立っています。**

(兵庫県) 新型コロナウイルス感染症の対応について

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/200129.html>

新型コロナウイルスの感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」の推進

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/hyogo-style.html>

3) クラスタ対策の強化

① 社会福祉施設等への PCR 検査の強化

職員、入所者等で発熱や呼吸器症状等を呈している場合には陽性者の有無にかかわらず本人及び関係者に対して、幅広く迅速かつ積極的に検査を実施

② 従業員、利用者に対し、ウイルスを持ち込ませないことを改めて徹底

医療機関・社会福祉施設等での PCR 検査の強化について

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf28/documents/shafukushisetsukansenyobou2.pdf>

4) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口及び「発熱等受診・相談センター」

時間	機関	電話番号
平日 9:00~17:30	朝来健康福祉事務所	079-672-0555
平日・休日 24時間	新型コロナ健康相談コールセンター	078-362-9980

新型コロナウイルス感染症に関する情報については、以下のホームページ等で随時更新されています。

1 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

2 国立感染症研究所 新型コロナウイルスに関連する情報

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-corona/9305-corona.html>

3 兵庫県新型コロナウイルス感染症について
<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/singatakorona.html>

4 新型コロナウイルスの対応について
<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/200129.html>

4 HIV・エイズ、B型・C型肝炎、梅毒検査の実施について

<問合せ先・予約先>朝来健康福祉事務所

電 話 079-672-0555

ホームページ <https://web.pref.hyogo.lg.jp/tjk08/asagoeizukensa.html>

メー ル asagohokensho-aids@pref.hyogo.lg.jp

実 施 日 毎月第1・3木曜日 13:30~14:30

3月の実施日 3月18日(木)